

4. 「業態調書」の記入のしかた

(1) 「業態調書（建設工事）」の記入のしかた

ア この書類は、「建設工事」に業者登録申請をするかたが作成してください。

イ 「建設工事」の中で登録を希望する「登録項目（工事種別）」について、「登録の希望」欄に「○」印を付けてください。

ウ 「010 一般土木工事」から「290 解体工事」までの登録項目（工事種別）は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設業の種類に対応しています。

これらの登録項目（工事種別）について登録を希望するかたは、次に掲げる条件を満たしていなければなりません。

(ア) 「登録項目（工事種別）」に対応する建設業の種類について、建設業の許可を受けていなければなりません。

(イ) 「登録項目（工事種別）」に対応する建設業の種類について、建設業法第27条の23に規定する「**経営事項審査**」を受け、「**総合評定値が500以上（舗装工事の場合は600以上）**」であり、かつ「**2年平均又は3年平均の完成工事高が1以上**」でなければなりません（申請を行う日から1年7か月前までに発行された総合評定値通知書の最新のものの写しを必ず添付すること）。

なお、従たる営業所を登録しようとするかたは、登録を希望する従たる営業所が許可を受けている建設業の種類に限り申請することができます。

(例) 主たる営業所が「土木工事業」と「建築工事業」の許可を受けていたとしても、登録を希望する従たる営業所が「土木工事業」の許可しか受けていない場合には、申請することができるのは「010 一般土木工事」に限られます。

エ 「170 一般塗装工事」、「171 路面標示工事」に登録を申請するかたは、塗装工事について、ウの(ア)(イ)の条件を満たしていなければなりません。